

令和8年9月8日

学 生 各 位

学生課学生係

令和8年度 授業料免除の申請について（後期）

このことについて、下記のとおりお知らせしますので、希望する場合は、期限までに申請書類を提出してください。

記

○申請資格

1. 災害等による授業料免除【対象：全学年】

次の①又は②に該当する事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 免除算定基準日（前期：4月1日、後期：10月1日。以下同じ。）前6月以内（入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

2. 特別な事由による授業料免除【対象：①全学年、②・③本科1～3年生】

経済的に授業料の納付が困難であると認められる者であって、次の①～③のいずれかに該当する場合

- ① 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等、高専機構理事長が定める理由により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間が通算して36月を超える者等、高等学校等就学支援金の受給資格のない学科の第3学年以下の学生であって、かつ、学業優秀と認められる場合
- ③ 高等学校等就学支援金の受給資格がある学科の第3学年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、就学支援金の加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる場合

○申請方法

1. 学生課窓口にて申請書類等を受け取ってください。
2. 提出期限までに申請書類を、学生課学生係に提出してください。

○提出期限 令和8年9月30日(水)

○その他

- ・授業料免除を申請した学生は、判定結果が出るまで後期授業料の納入が猶予され、引き落としはかかりません。
- ・制度の詳細は、学生課窓口で配布する書類で確認してください。
- ・申請書類は必ず期限までに提出してください。なお、期限までに証明書類等が提出できない場合には、事前にご相談ください。

旭川工業高等専門学校 学生課学生係
〒071-8142 旭川市春光台2条2丁目1-6
T E L : 0166-55-8124
F A X : 0166-55-8084
e-mail : g_gakusei@asahikawa-nct.ac.jp